

特別児童扶養手当事務取扱要綱

(目的)

第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務の新潟市における取扱いについては、法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年省令第38号。以下「規則」という。）、特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則（平成27年4月1日障発0401第10号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「準則」という。）及びその他の関連する法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(障がいの程度の審査)

第2条 令別表第3に該当する障がいの認定基準は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「通知」という。）によるものとする。

(様式の特例)

第3条 省令、準則及び通知に定める各様式により難い事情がある場合は、各様式に準じて市長が別に定める様式を使用することができる。

(規定に定めのない事項)

第4条 前項の規定に定めのない事項については、必要によりその都度市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱中第1条及び第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は平成2

8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。